

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例(六八・総務課)	5
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(六九・人事課)	5
秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(七〇・財政課)	8
市町村への権限移譲の推進に関する条例(七一・市町村課)	9
市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例(七二・市町村合併支援室)	60
秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例(七三・福祉政策課)	62
秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(七四・医務薬事課)	62
秋田県公害防止条例の一部を改正する条例(七五・環境政策課)	69
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例(七六・環境整備課)	70
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(七七・生活衛生課)	70
秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例及び秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(七八・資源エネルギー課)	71
秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例(七九・労働政策課)	72
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(八〇・教育庁総務課)	72
秋田県警察組織条例等の一部を改正する条例(八一・警務課)	74
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(八二・生活環境課)	76
企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(八三・企業局総務課)	76

秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例(八四・議員提出)	77
秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(八五・議員提出)	77

この号で公布された条例のあらまし

1 秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六八号)
 秋田県中央食肉衛生検査所を廃止するとともに、秋田県北部食肉衛生検査所の名称を秋田県食肉衛生検査所に改め、その所管区域を秋田県(秋田市を除く。)とすることとした。(第五条関係)

2 その他
 (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
 (二) この条例は、一部を除き、平成一七年一月一日から施行することとした。
 (三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六九号)
 寒冷地手当について、毎年一月から翌年三月までの各月の初日に寒冷地に在勤する職員に支給するとともに、その月額を次のとおりとすることとした。

職員の在勤地域	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
秋田県	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	七、三六〇円
北海道札幌市	二二、三六〇円	一三、〇六〇円	八、八〇〇円
その他の寒冷地	二六、三八〇円を 超えない範囲内で 人事委員会規則で 定める額	一四、五八〇円を 超えない範囲内で 人事委員会規則で 定める額	一〇、三四〇円を 超えない範囲内で 人事委員会規則で 定める額

2 その他
 (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
 (二) 改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二二号)の規定並びに(三)及び(四)は、平成一六年一月一日から適用することとした。
 (三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。
 (四) 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三三三号)について、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七〇号)
 1 測量法施行令等の一部を改正する政令(平成一六年政令第五四号)による地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成一二年政令第一六号)の一部改正に伴い、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験に係る手数料の額を一五、一〇〇円(現行一三、九〇〇円)に引き上げることとした。
 2 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

1 市町村への権限移譲の推進に関する条例(秋田県条例第七一号)
 目的
 この条例は、地方分権が進展する中で、県と市町村の役割を見直し、知事の権限に属する事務の市町村への移譲を推進することにより、市町村が自立的、主体的に個性豊かな地域づくりを展開し、及び県民が最も身近な市町村において総合的な行政サービスを受けることができるようにすることを目的とすることとした。(第一条関係)

2 市町村との調整
 県は、知事の権限に属する事務で市町村が処理することが適当と認められるものについては、できる限り市町村が処理することとするよう、市町村との調整に努めることとした。(第二条関係)

3 権限移譲対象事務
 知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理することが適当と認められ、市町村に移譲しようとするもの(以下「権限移譲対象事務」という。)は、市町村が総合的に行政を実施することができるよう、パッケージ(権限移譲対象事務をその目的等に応じてまとめたものをいう。以下同じ。)ごとに定めることとした。(第三条関係)

4 福祉パッケージ、長寿社会パッケージ、子育てパッケージ、衛生パッケージ、農林水産業パッケージ、商業パッケージ、まちづくりパッケージ及び安全安心パッケージに係る権限移譲対象事務を定めることとした。(第四条)第一一条及び別表第一(別表第八四関係)

5 権限移譲の手續
 知事は、権限移譲対象事務を市町村が処理することについて、パッケージごとに、市町村の長に協議しなければならないこととし、当該市町村の長が同意したときは、当該権限移譲対象事務は、当該市町村が処理することとする。知事は、当該処理することとする事務の範囲等を告示しなければならないこととした。(第一二条関係)

6 經由事務

知事は、知事の権限に属する事務のうち、市町村を経由して処理することが適当と認められ、市町村に移譲しようとするもの（以下「經由事務」という。）を市町村が処理することについて、市町村の長に協議しなければならないこととし、当該市町村の長が同意したときは、当該經由事務は、当該市町村が処理することとする。とともに、知事は、当該処理することとする事務の範囲等を告示しなければならないこととした。（第一三条及び別表第八五関係）

7 権限移譲対象事務又は經由事務を処理する市町村に対する支援

県は、5及び6により権限移譲対象事務又は經由事務を処理する市町村に対し、その職員の育成に必要な支援、財政的支援その他権限移譲事務等を処理するために必要な支援を行うこととした。（第一四条関係）

8 知事が管理し及び執行する事務

市町村が処理する権限移譲事務又は經由事務で二以上の市町村の区域に係るものについては、5又は6にかかわらず、知事が管理し、及び執行することとした。（第一五条関係）

9 その他

(一) この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 風致地区内における建築等の規制に關する条例（昭和四五年秋田県条例第二二号）について所要の規定の整理を行うこととした。

市町の廢置分合に伴う關係条例の整理に關する条例（秋田県条例第七二号）

河辺郡河辺町及び同郡雄和町の区域の秋田市への編入並びに潟上市の設置に伴い、

秋田県地域振興局設置条例（平成一四年秋田県条例第六八号）ほか一四条例について所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例（秋田県条例第七三号）

1 秋田県身体障害者福祉センターを廃止することとした。

2 この条例は、平成一七年二月一日から施行することとした。

秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第七四号）

1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成一四年法律第九六号）による薬事法（昭和三五年法律第一四五号）の一部改正に伴い、医薬品の製造販売業の許可等を申請する者から手数料を徴収することとした。（別表関係）

2 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律による薬事法の一部改正に伴い、医療機器の修理業の許可等を申請する者から手数料を徴収することとした。（別表関係）

3 その他

(一) この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県公害防止条例の一部を改正する条例（秋田県条例第七五号）

1 河辺郡河辺町及び同郡雄和町の区域の秋田市への編入後においても、編入されるこれらの区域には、大気汚染防止法（昭和四三年法律第九七号）に基づく有害物質の排出基準より厳しい排出基準は適用しないこととした。

2 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第七六号）

1 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品である産業廃棄物の県内への搬入を事前協議の対象から除外することとした。

2 その他

(一) この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第七七号）

1 飲食店営業等に係る調理室及び清涼飲料水製造業に係る製造設備に關する基準を緩和することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例及び秋田県浄化槽保守点検業者の登録に關する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第七八号）

破産法（平成一六年法律第七五号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第七九号）

労働組合法の一部を改正する法律（平成一六年法律第一四〇号）の施行により秋田県地方労働委員会の名称が秋田県労働委員会に変更されることに伴い、秋田県職員定

数条例(昭和二四年秋田県条例第二四号)ほか三条例について所要の規定の整理を行うこととした。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八〇号)
1 寒冷地手当について、毎年一月から翌年三月までの各月の初日に寒冷地に在勤する市町村立学校職員に支給するとともに、その月額を次のとおりとすることとした。

市町村立学校 職員の在勤地域	世帯主である職員	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	その他の職員
	秋田県	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	
その他の寒冷地	二六、三八〇円を 超えない範囲内で 教育委員会規則で 定める額	一四、五八〇円を 超えない範囲内で 教育委員会規則で 定める額	一〇、三四〇円を 超えない範囲内で 教育委員会規則で 定める額	教育委員会規則で 定める額

2 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
(二) 改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二八年秋田県条例第五九号)の規定及び(三)は、平成一六年一月一日から適用することとした。
(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

1 秋田県警察組織条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第八一号)

秋田県警察組織条例(昭和二九年秋田県条例第三二号)の一部改正(第一条による改正)
(一) 潟上市の設置に伴い、秋田県五城目警察署及び秋田県男鹿警察署の管轄区域について、所要の規定の整理を行うこととした。
(二) 河辺郡河辺町及び同郡雄和町の区域の秋田市への編入に伴い、秋田県秋田警察署の管轄区域について、所要の規定の整理を行うこととした。
2 秋田県警察組織条例の一部改正(第一条による改正)
潟上市を秋田県五城目警察署の管轄区域とすることとした。
3 秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(平成一六年秋田県条例第六七号)の一部改正(第三条による改正)

河辺郡河辺町及び同郡雄和町の区域の秋田市への編入に伴い、秋田県秋田東警察署の管轄区域について、所要の規定の整理を行うこととした。

4 その他
(一) 及び3は平成一七年一月一日から、1)は同年三月二二日から、2)は同年四月一日から施行することとした。
(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八二号)

1 店舗型性風俗特殊営業の禁止地域及び広告制限地域は、市町村の廃置分合後においても従前のとおりとすることとした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八三号)

1 寒冷地手当について、毎年一月から翌年三月までの各月の初日に秋田県に在勤する企業職員に支給することとした。
2 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
(二) 改正後の企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三一年秋田県条例第五一号)の規定は、平成一六年一月一日から適用することとした。

1 秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例(秋田県条例第八四号)

秋田県議会議員の選挙区については、次の市町村の合併により郡市の区域の変更が生じた場合においても、次回の一般選挙が行われるまでは、すべての選挙区について現在の選挙区によることとした。

(一) 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四〇年法律第六号)の規定により、平成一七年一月一日から平成一八年三月三十一日までの間に行われる市町村の合併
(二) 市町村の合併の特例等に関する法律(平成一六年法律第五九号)の規定により、平成一七年四月一日以後に行われる市町村の合併
2 1)は平成一七年一月一日から、2)は同年四月一日から施行することとした。

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八五号)

労働組合法の一部を改正する法律の施行により秋田県地方労働委員会の名称が秋田県労働委員会に変更されることに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

条 例

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第六十八号

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例

秋田県行政機関設置条例（昭和四十三年秋田県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県秋田福祉事務所の項中「南秋田郡昭和町乱橋」を「潟上市昭和乱橋」に改め、「河辺郡」を削る。

第四条第一項の表秋田県秋田中央保健所の項中「南秋田郡昭和町乱橋」を「潟上市昭和乱橋」に改め、「男鹿市」の下に「潟上市」を加え、「河辺郡」を削る。

第五条第二項の表を次のように改める。

名	称	位	置	所	管	区	域
---	---	---	---	---	---	---	---

秋田県食肉衛生検査所 鹿角市八幡平字川部内川原六十二番地の一 秋田県（秋田市を除く。）

第六条第二項の表中「男鹿市」の下に「潟上市」を加え、「南秋田郡及び河辺郡」を「及び南秋田郡」に改める。

第八条の表秋田県中央家畜保健衛生所の項中「男鹿市」の下に「潟上市」を加え、「河辺郡」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十七年一月十一日から施行する。ただし、第二条の表秋田県秋田福祉事務所の項の改正規定（「河辺郡」を削る部分を除く。）、第四条第一項の表秋田県秋田中央保健所の項の改正規定（「河辺郡」を削る部分を除く。）、第六条第二項の表の改正規定（「男鹿市」の下に「潟上市」を加える部分に限る。）及び第八条の表秋田県中央家畜保健衛生所の項の改正規定（「河辺郡」を削る部分を除く。）は、同年三月二十二日から施行する。

2 この条例の施行前において、秋田県中央食肉衛生検査所長がした手続その他の行為又は秋田県中央食肉衛生検査所長に対してされた手続その他の行為は、秋田県食肉衛生検査所長がした手続その他の行為又は秋田県食肉衛生検査所長に対してされた手続その他の行為とみなす。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第六十九号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第二十二條の二」を削る。

第二十二條の二の前の見出し及び同條を削る。

第二十三條を次のように改める。

(寒冷地手当)

第二十三條 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において次に掲げる地域に在勤する職員

(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する。

一 秋田県

二 北海道札幌市

三 前二号に掲げる地域以外の地域のうち寒冷及び積雪の度を考慮して前二号に掲げる地域との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会

規則で定める地域

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
秋田県	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	七、三六〇円
北海道札幌市	二三、三六〇円	一三、〇六〇円	八、八〇〇円
前項第三号に掲げる地域	二六、三八〇円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	一四、五八〇円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	一〇、三四〇円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

3 前二項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定並びに次項から附則第五項まで及び附則第七項の規定は、平成十六年十一月一日から適用する。

(経過措置)

- 3 この項から附則第五項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 改正前の条例 この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例をいう。
 - 二 改正後の条例 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例をいう。
 - 三 経過措置対象職員 平成十六年十月八日(以下「旧基準日」という。)から引き続き寒冷地(改正後の条例第二十三条第一項各号に掲げる地域をいう。以下同じ。)に在勤する職員(改正後の条例第五条第十一項に規定する再任用職員及び改正後の条例第二十三条の五から第二十三条の七までの規定の適用を受ける職員を除く。)をいう。
 - 四 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある寒冷地のうち、改正前の条例第二十三条第一項及び第二項の規定を適用したとしたならば算出される加算額が最も少なくなる地域をいう。
 - 五 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の条例第二十三条第三項に規定する世帯等の区分をいう。以下同じ。)のうち、同項の規定を適用したとしたならば算出される基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。
 - 六 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の条例第二十三条第一項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして改正前の条例第二十三条第一項から第三項までの規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。
- 4 基準日(その属する月が平成十九年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者(人事委員会規則で定める者を除く。)に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額(以下「特例支給額」という。)が、その者につき改正後の条例第二十三条第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成十六年十一月から平成十七年三月まで

六、〇〇〇円

平成十七年十一月から平成十八年三月まで

一〇、〇〇〇円

平成十八年十一月から平成十九年三月まで

一四、〇〇〇円

5 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者が旧基準日の翌日以降に引き続き新たに職員となり寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の条例第二十三条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正）

7 知事等の給与および旅費に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第二十二條の二」を「第二十三條第一項」に改め、同條第二項中「第二十三條第一項及び第三項」を「第二十三條第二項」に、「に準用する」を「の額について準用する」に改める。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第七十号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「一万三千九百円」を「一万五千百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

市町村への権限移譲の推進に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七十一号

市町村への権限移譲の推進に関する条例

秋田県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年秋田県条例第七十一号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、地方分権が進展する中で、県と市町村の役割を見直し、知事の権限に属する事務の市町村への移譲を推進することにより、市町村が自立的、主体的に個性豊かな地域づくりを展開し、及び県民が最も身近な市町村において総合的な行政サービスを受けることができるようにすることを目的とする。

（市町村との調整）

第二条 県は、知事の権限に属する事務で市町村が処理することが適当と認められるものについては、できる限り市町村が処理することとするよう、市町村との調整に努めるものとする。

（権限移譲対象事務）

第三条 知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理することが適当と認められ、市町村に移譲しようとするもの（以下「権限移譲対象事務」という。）は、市町村が総合的に行政を実施することができるよう、パッケージ（権限移譲対象事務をその目的等に応じてまとめたものをいう。以下同じ。）ごとに定めるものとする。

（福祉パッケージ）

第四条 福祉パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一	身体に障害のある児童に対する育成医療の給付	別表第一
二	骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対する療育の給付	別表第二
三	児童指定居宅支援事業者の指定	別表第三

<p>一 老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理</p> <p>別表第十八</p>	<p>第五條 長寿社会パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。</p> <p>(長寿社会パッケージ)</p>	<p>十七 生活関連施設に対するバリアフリー適合証の交付</p> <p>別表第十七</p>	<p>十六 未熟児に対する養育医療の給付</p> <p>別表第十六</p>	<p>十五 特別障害者手当の認定</p> <p>別表第十五</p>	<p>十四 障害児福祉手当の認定</p> <p>別表第十四</p>	<p>十三 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付決定のための調査</p> <p>別表第十三</p>	<p>十二 知的障害者指定居宅支援事業者の指定</p> <p>別表第十二</p>	<p>十一 知的障害者相談員の委託</p> <p>別表第十一</p>	<p>十 第二種社会福祉事業の開始の届出の受理</p> <p>別表第十</p>	<p>九 第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人(保育所を経営する事業のみを行う者を除く。)の設立の認可</p> <p>別表第九</p>	<p>八 精神保健指定医の職務の指定</p> <p>別表第八</p>	<p>七 身体障害者指定居宅支援事業者の指定</p> <p>別表第七</p>	<p>六 身体障害者手帳の交付</p> <p>別表第六</p>	<p>五 身体障害者相談員の委託</p> <p>別表第五</p>	<p>四 受胎調節実地指導員の指定</p> <p>別表第四</p>
---	---	---	---------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	--	--	------------------------------------	---	---	------------------------------------	--	---------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------